

令和2年8月31日開会

令和2年9月

市議会定例會議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認定第1号	令和元年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第2号	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認定第3号	令和元年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認定第4号	令和元年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認定第5号	令和元年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認定第6号	令和元年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認定第7号	令和元年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認定第8号	令和元年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報告第10号	令和元年度寝屋川市下水道事業会計継続費の精算報告	9
報告第11号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	11
議案第75号	寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例の廃止	12
議案第76号	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	14
議案第77号	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	16
議案第78号	寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正	18

番号	案件	頁
議案第 79 号	寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	20
議案第 80 号	寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	23
議案第 81 号	寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の一部改正	26
議案第 82 号	寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正	29
議案第 83 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 84 号	令和 2 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 85 号	令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 86 号	令和 2 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 87 号	令和 2 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 88 号	財産の取得（区分所有建物（アドバンスねやがわ一号館）の一部）	31
議案第 89 号	財産の取得（災害時用備蓄品）	33
議案第 90 号	財産の取得（G I G A スクール構想に係るタブレット端末等）	34
議案第 91 号	令和元年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	35

番号	案件	頁
議案第92号	固定資産評価審査委員会委員の選任	36
議案第93号	有功者の選定(北川法夫)	38
議案第94号	有功者の選定(佐井英子)	40

認定第 1 号

令和元年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付
する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 2 号

令和元年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のと
おり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 3 号

令和元年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり
認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 4 号

令和元年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊の
とおり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 5 号

令和元年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して
別冊のとおり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 6 号

**令和元年度寝屋川市母子父子寡婦福祉
資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和元年度
寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を
付して別冊のとおり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 7 号

令和元年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和元年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 8 号

令和元年度寝屋川市下水道事業会計決 算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和元年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

報告第 10 号

令和元年度寝屋川市下水道事業会計継続 費の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により令和元年度寝屋川市下水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

令和元年度寝屋川市下水道事業会計継続費精算報告書

款項	事業名	年度	全體計画				実績				比較			
			左側額	年割額	財源内訳	支払義務額	左の財業	内訳	年割額と支払義務発生額の差	国庫補助金	企業債	損益勘定	国庫補助金	企業債
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費 古川雨水幹線 整備事業古川 排水網接続 第2工事	H30	67,219,000	8,700,000	58,500,000	19,000	10,061,000	0	5,500,000	4,561,000	57,158,000	8,700,000	53,000,000	△ 4,542,000
		計	268,119,000	108,700,000	159,400,000	19,000	81,632,600	0	5,500,000	76,132,600	186,486,400	108,700,000	153,900,000	△ 76,113,600

令和元年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 健全化判断比率 (単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.31)	— (16.31)	0.4 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 75 号

寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例の廢止

寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例を廃止する条例

寝屋川市立ふれあいプラザ香里条例（平成12年寝屋川市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 76 号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

9 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）への対応に関し現に寝屋川市災害対策本部が設置されている間においては、任命権者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、公務の適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、第3条の規定にかかわらず、第4条の規定の例によりこれを定めることができるものとする。

10 前項の場合における寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第11条第4項、第16条第3項及び第4項、第17条並びに第21条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「第4条」とあるのは、「第4条（勤務時間条例附則第9項においてその例によることとされる場合を含む。）」とし、前項の場合における寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）第12条の規定の適用については、同条中「第4条第1項」とあるのは、「第4条第1項（勤務時間条例附則第9項においてその例によることとされる場合を含む。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改 正

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市保健所事務手数料条例（平成 30 年寝屋川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 12 中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

別表第 16 中「第 14 条第 9 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

別表第 20 中「第 13 条第 5 項」を「第 13 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の
一部を改正する条例

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 31 年
寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島 東地区防災街区整備地区計画の区域内に おける建築物に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内
における建築物に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年8月31日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計
画の区域内における建築物に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域
内における建築物に関する条例（平成 28 年寝屋川市条例第 21 号）の一部を次の
ように改正する。

第 4 条中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物
等」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「門又
は扉で、高さ 2 メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物
等を除く。）に附属するものについては」に改め、同条各号を削る。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 4 条」の次に「又は第 7 条」を加え、同条を第 11 条とし、
第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項第 1 号中「当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構
造であり、かつ、ア及びイ」を「アからオまで」に改め、同号に次のように加え
る。

ウ 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、
20 分間防火設備を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれ
のある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

第 7 条に次の 2 項を加え、同条を第 8 条とする。

4 法第 3 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の適用を受けない建築物につい
て、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項
第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 7 条の規定は、適用しない。

5 法第 3 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の適用を受けない建築物につい
て、用途の変更をする場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、
第 7 条の規定は、準用しない。

第6条の次に次の1条を加える。

(壁面の位置の制限)

第7条 次の各号に掲げる主要生活道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは塀(第2号又は第3号に掲げる主要生活道路に面するものにあっては、当該主要生活道路の東側に建築するものに限る。)は、当該各号に定める線を越えて建築してはならない。

- (1) 防災街区整備地区計画で定める1号壁面線に係る主要生活道路 当該主要生活道路の中心線から3.35メートルの線
- (2) 防災街区整備地区計画で定める2号壁面線に係る主要生活道路 当該主要生活道路の西側の境界線から東側へ6.7メートルの線
- (3) 防災街区整備地区計画で定める3号壁面線に係る主要生活道路 当該主要生活道路の西側の境界線から東側へ9.2メートルの線

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第 80 号

寝屋川市における東部大阪都市計画香里 地区防災街区整備地区計画の区域内にお ける建築物に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内に
おける建築物に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画
の区域内における建築物に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例（平成28年寝屋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「門又は扉で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては」に改め、同条各号を削る。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「第4条」の次に「又は第7条」を加え、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項第1号中「当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイ」を「アからオまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備が設けられていること。

第7条に次の2項を加え、同条を第8条とする。

4 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第7条の規定は、準用しない。

第6条の次に次の1条を加える。

(壁面の位置の制限)

第7条 防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは塀は、当該主要生活道路の中心線から3.35メートルの線を越えて建築してはならない。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第 81 号

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・
大利地区防災街区整備地区計画の区域内
における建築物に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区
域内における建築物に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例（平成28年寝屋川市条例第23号）の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例（平成28年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「門又は扉で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては」に改め、同条各号を削る。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「第4条」の次に「又は第7条」を加え、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項第1号中「当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイ」を「アからオまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

エ 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備を設けること。

オ 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20分間防火設備が設けられていること。

第7条に次の2項を加え、同条を第8条とする。

4 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第7条の規定は、準用しない。

第6条の次に次の1条を加える。

(壁面の位置の制限)

第7条 防災街区整備地区計画で定める主要生活道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は当該建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは塀は、当該主要生活道路の中心線から3.35メートルの線を越えて建築してはならない。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第 82 号

寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する
条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年寝屋川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和2年8月31日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 取得する財産

次に掲げる区分所有建物の一部（4階部分・5階部分・地下2階部分）

所 在 大阪府寝屋川市早子町23番地1

建物の名称 アドバンスねやがわ一号館

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造

取得する専有部分の建物

(1) 4階部分・5階部分

建物の名称 104-3号

取 得 面 積 4階部分 2184.82 平方メートル
5階部分 2184.82 平方メートル

(2) 地下2階部分

建物の名称 B201号、B202号、B203号

取 得 面 積 合計 945.08 平方メートル

2 取得目的 従前の「総合センター」における図書館機能の構築 その他
市民サービス機能の整備を図るため

3 取得価格 (1) 4階部分・5階部分(建物)

4階部分

金 121,880,000 円

(内消費税及び地方消費税の額 11,080,000 円)

5階部分

金 119,900,000 円

(内消費税及び地方消費税の額 10,900,000 円)

(2) 地下2階部分(建物)

金 27,577,000 円

(内消費税及び地方消費税の額 2,507,000 円)

- 4 支 払 方 法 一括 払
- 5 取得の相手方 大阪府寝屋川市早子町 23 番 2 - 217 号
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社
代表取締役 久 本 歩
- 6 備 考 5階部分は、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社 に対し 適正な対価で貸し付ける。
〔現存する各店舗については、同社において、従前の定期建物賃貸借契約等に基づき、所定の期間、転貸等を行う。〕

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和2年8月31日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害時用備蓄品 |
| 2 財産の概要 | (1) アルファ化米(炊出し用)(アレルギー対応品) 17,200 食
(2) アルファ化米(個食)(アレルギー対応品) 8,600 食
(3) 高齢者食(アレルギー対応品) 2,250 食
(4) 乾パン 2,220 食
(5) その他 8 品目 |
| 3 取得目的 | 災害時における食料その他の生活必需品を市立の小学校及び中学校等に備蓄するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 32,902,760 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,991,160 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 三好尚志 |

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

令和2年8月31日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | G I G Aスクール構想に係るタブレット端末等 |
| 2 財産の概要 | (1) タブレット端末等 一式
(2) 電源キャビネット 494台 |
| 3 取得目的 | G I G Aスクール構想の実現に向けたI C T環境の整備
を図るため |
| 4 取得の方法 | 随意契約(公募型プロポーザル方式) |
| 5 取得価格 | 金 1,176,816,740円
(内消費税及び地方消費税の額 106,983,340円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 今井康之 |

令和元年度寝屋川市下水道事業利益剰余 金の処分

令和元年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	515, 228, 087 円
2	利益剰余金処分額	
	資本金	△100, 000, 000 円
	減債積立金	△265, 228, 087 円
		<u>△365, 228, 087 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150, 000, 000 円</u>

固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和2年8月31日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

平石貴（ひらいし たかし）

[REDACTED]

理 由

固定資産評価審査委員会委員 倉内喜由が令和2年10月31日 任期満了のため、後任委員に選任したい。

※ 任期 3年（地方税法第423条第6項）

履歴書

本籍所名 [REDACTED]
平石 貴 (ひらいし たかし)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 48 年 3 月 近畿大学商経学部卒業

職歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 13 年 4 月 市民生活部保険事業室保険医療課長
平成 16 年 4 月 総務部次長兼契約課長
平成 19 年 4 月 市民生活部保険事業室長兼保険医療課長
平成 20 年 4 月 保健福祉部部長
平成 22 年 4 月 教育委員会事務局学校教育部長
平成 23 年 3 月 同上 退職
平成 23 年 4 月 寝屋川市に再任用
平成 23 年 4 月 市民生活部保険事業室専門官(課長待遇)
平成 25 年 4 月 公公平委員会事務局専門官(課長待遇)
(監査事務局専門官(課長待遇)併任)
平成 27 年 3 月 同上 任期満了

公職歴等

自 平成 30 年 6 月 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター監事
至 現 在

賞 罰

なし

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 北川法夫（きたかわ のりお）

生年月日

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 北川法夫(きたかわ のりお)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齡 [REDACTED]

功績のあった職歴

市長 4年

職 名	在 職 期 間
市長	平成27年5月29日～令和元年5月28日

(参考)

職 名	在 職 期 間
大阪府議会議員	昭和58年4月30日～昭和62年4月29日 平成3年4月30日～平成27年2月16日
[大阪府議会議長]	平成18年5月30日～平成19年4月29日

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

佐井英子（さい ひでこ）

[REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 佐井英子(さい ひでこ)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齡 [REDACTED]

功績のあった職歴

監査委員 16年

職 名	在 職 期 間
監査委員	平成15年10月11日～令和元年10月10日

(参考)

職 名	在 職 期 間
代表監査委員職務代理者	平成15年10月14日～令和元年10月10日